

入間市手数料条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
事務の種類		金額		事務の種類		金額	
1～53 略				1～53 略			
54	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	<p>(1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p><u>床面積（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。第2号ウにおいて「基準」という。）Iの第2の2の2-3(2)ロの</u></p>	54	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	<p>(1) 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 共同住宅等の住戸以外の部分及び住宅の用途を含まない建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p><u>床面積の合計が300m<sup>2</sup>以内のもの</u> 10,000円</p>

資料 2

			<p><u>規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。このウ及び55の項第1号ウにおいて同じ。）</u>  <u>の合計が300㎡以内のもの</u> 10,000円          床面積の合計が300㎡を超えるもの 31,000円          (2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額          ア・イ 略          ウ 共同住宅（<u>基準Ⅰの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。55の項第2号ウにおいて同じ。）</u>          の共有部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額          床面積の合計が300㎡以内のもの 11,000円          床面積の合計が300㎡を超えるもの 192,000円          エ・オ 略          (3) 略</p>
55	略		
56	建築物のエネ	建築物エ	次に掲げる額を合算して得た金額
			<p>床面積の合計が300㎡を超えるもの 31,000円          (2) 前号以外の場合 一の建築物について、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を合算した額          ア・イ 略          ウ 共同住宅の共有部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額            床面積の合計が300㎡以内のもの 11,000円          床面積の合計が300㎡を超えるもの 192,000円          エ・オ 略          (3) 略</p>
55	略		
56	建築物のエネ	建築物エ	次に掲げる額を合算して得た金額

## 資料 2

<p>ルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p><u>床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。このイ、次号イ並びに58の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)</u></p> <p><u>の合計が300㎡未満のもの</u> 11,000円</p> <p><u>床面積の合計が300㎡以上のもの</u> 23,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに適合するもの</p> <p>ア・イ 略</p>
<p>ルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料</p>	<p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p><u>床面積の合計が300㎡未満のもの</u> 11,000円</p> <p><u>床面積の合計が300㎡以上のもの</u> 23,000円</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 前号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(<u>平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号</u>)第10条第2号イ及びロに適合するもの</p> <p>ア・イ 略</p>

資料 2

			(3)～(5) 略				(3)～(5) 略
57	略			57	略		
58	建築物省エネルギー法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に適合するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p><u>床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。このイにおいて同じ。）の合計が300㎡未満のもの</u></p> <p>38,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの 66,000円</p> <p>(4)・(5) 略</p>	58	建築物省エネルギー法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p><u>床面積の合計が300㎡未満のもの</u> 38,000円</p> <p>床面積の合計が300㎡以上のもの 66,000円</p> <p>(4)・(5) 略</p>